

平成 3 0 年度
札幌大谷中学校・高等学校
後援会

総会議案書

日時：平成 3 0 年 5 月 1 9 日（土） 1 4 : 3 0

場所：札幌大谷高等学校 第二体育館

総会次第

1. 開会のことば
2. 会長挨拶
3. 学校長挨拶
4. 議長選出
5. 議長挨拶
6. 議事
 - ①平成 2 9 年度 事業報告
 - ②平成 2 9 年度 収支決算報告
 - ③平成 2 9 年度 監査報告
 - ④平成 3 0 年度 事業計画（案）
 - ⑤平成 3 0 年度 収支予算（案）
 - ⑥平成 3 0 年度 役員選出
 - ⑦その他
7. 議長退任挨拶
8. 新旧役員挨拶
9. 閉会のことば

平成 2 9 年度 事業報告

日時	活動内容	詳細
平成 2 9 年		
3 月 2 3 日	役員選考委員会	
4 月 2 5 日	会計監査	平成 2 8 年度収支決算
	平成 2 8 年度運営委員会⑤	総会に向けて
5 月 2 0 日	平成 2 8 年度運営委員会⑥	総会に向けて
	平成 2 8 年度評議委員会②	総会に向けて
	平成 2 9 年度後援会総会	
5 月 2 6 日	平成 2 9 年度運営委員会①	年間予定組み立て
6 月 3 日	新旧役員引継ぎ懇親会	札幌エクセルホテル東急 2 F 『千歳』
6 月 1 5 日	平成 2 9 年度評議委員会①	役員紹介・後援会活動について 学園祭協力依頼
	平成 2 9 年度運営委員会②	学園祭詳細決定
7 月 1 4 日	学園祭活動準備	
7 月 1 5 日	学園祭（一般公開）	焼鳥・ヨーヨー・かき氷販売
9 月 8 日	研修旅行	帯広方面
1 0 月 3 1 日	平成 2 9 年度運営委員会③	学園祭・研修旅行反省
1 1 月 6 日	書記会①	水輪編集会議①
1 2 月 1 9 日	書記会②	水輪編集会議②
1 2 月 2 2 日	後援会継続の案内文配布①	
平成 3 0 年		
1 月 2 3 日	書記会③	水輪編集会議③
1 月 2 7 日	役員新年会	札幌 東急 R E I ホテル 2 F「メ イプルルーム」
2 月 2 日	平成 2 9 年度運営委員会④	卒業式に向けて
2 月 1 9 日	後援会継続の案内文配布②	
3 月 1 日	卒業生会員受付	卒業式まで（合計 5 4 名）
	「水輪」3 8 号発行	
	継続会員へ「水輪」発送	2 1 5 通
3 月 2 2 日	後援会役員選考委員会	
4 月 2 5 日	平成 2 9 年度運営委員会⑤	総会に向けて（決算・予算など）

平成29年度 後援会決算書

自. 平成29年4月1日

至. 平成30年3月31日

収 入 16,119,757 円

支 出 4,181,247 円

差引残高 11,938,510 円 翌年度繰越金

収 入 の 部

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
会 費	7,106,850	7,215,638	△ 108,788	正会員(中) 2,000 円 × 793 件 正会員(高) 2,000 円 × 2,673 件 更新会員 2,920 円 × 8 名 2,920 円 × 7 名 2,870 円 × 7 名 新規会員(転入含む) 20,000 円 × 3 名 卒業生会員 (H29年度) 3,000 円 × 26 名 2,920 円 × 17 名 2,870 円 × 11 名 加入率18%
その他の収入	230,000	220,073	9,927	普通預金利息、奨学金一部戻り(平成27・28年度分)
前年度繰越金	8,684,046	8,684,046	0	
合 計	16,020,896	16,119,757	△ 98,861	

支 出 の 部

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
特別奨学費補助	500,000	0	500,000	
教 育 活 動 費	6,800,000	0	6,800,000	
ク ラ フ ッ 活 動 費	5,000,000	1,967,810	3,032,190	野球場土・グラウンド整備、野球部全道応援入場料、サッカー一部グラウンド照明工事、フェンシング審判器購入、中学男子バレー補助
行 事 費	360,000	337,239	22,761	研修旅行費用
通 信 印 刷 費	300,000	301,104	△ 1,104	運営委員会等連絡郵送料、水輪郵送料
活 動 費	700,000	439,460	260,540	後援会評議委員会・学園祭諸費用、中学校プログラミング講座費用補助
後援会周年記念事業費積立金	100,000	100,000	0	本年度積立金
他会計繰出金				
積立金会計への繰出金				
特別会計への繰出金	1,000,000	1,000,000	0	
予 備 費	1,000,000	0	1,000,000	
雑 費	260,896	35,634	225,262	振込手数料、消耗品代
翌年度繰越金	0	11,938,510	△ 11,938,510	支出総額 4,181,247円
合 計	16,020,896	16,119,757	△ 98,861	

平成29年度 後援会特別会計積立金決算書

自. 平成29年4月1日

至. 平成30年3月31日

収 入 3,000,382 円

支 出 0 円

差引残高 3,000,382 円 翌年度繰越金

収 入 の 部

(単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
繰 入 金	1,000,000	1,000,000	0	
利 息・配 当 金	200	170	30	普通預金利息
前 年 度 繰 越 金	2,000,212	2,000,212	0	
合 計	3,000,412	3,000,382	30	

支 出 の 部

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
雑 費	0	0	0	
翌 年 度 繰 越 金		3,000,382	△ 3,000,382	
合 計	0	3,000,382	△ 3,000,382	

平成29年度 後援会周年事業積立金決算書

自. 平成29年4月1日

至. 平成30年3月31日

収 入 900,218 円
支 出 0 円
差引残高 900,218 円 翌年度繰越金

収 入 の 部 (単位 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
繰 入 金	100,000	100,000	0	
利 息・配 当 金	200	69	131	普通預金利息
前 年 度 繰 越 金	800,149	800,149	0	
合 計	900,349	900,218	131	

支 出 の 部

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
雑 費	0	0	0	
翌 年 度 繰 越 金	0	900,218	△ 900,218	
合 計	0	900,218	△ 900,218	

監 査 報 告 書

1. 監査日時 平成30年4月25日(水) 17時00分

2. 監査場所 札幌大谷高等学校 応接室

3. 監査結果

平成29年度の札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校後援会に関わる収支決算状況について、詳細かつ慎重に審査した結果、その施行に適切かつ正確に処理されたことを認めます。

平成30年4月25日

札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校 後援会

監 事 前田 雅子



監 事 奥村 郁子



平成30年度 事業計画（案）

1. 奨学金支給制度の運用及び奨学準備金の積み立て
2. 学園祭参加活動（7月13日・14日）
3. 研修旅行の企画実施（9月実施予定）
4. 後援会便り「水輪」第39号の発行
5. （教育活動の援助及び施設設備等の助成）

平成30年度 後援会予算書(案)

自. 平成30年4月1日

至. 平成31年3月31日

収入の部

(単位 円)

科 目	前年度予算額	本年度予算額	差 異	摘 要
会 費	7,106,850	7,146,850	40,000	正会員(中) 2,000 円 × 10 ヲ月 × 84 名 正会員(高) 2,000 円 × 10 ヲ月 × 266 名 (更新会員) 2,920 円 × 5 名 2,870 円 × 5 名 (卒業会員) 3,000 円 × 20 名 2,920 円 × 10 名 2,870 円 × 10 名
その他の収入	230,000	1,000	△ 229,000	普通預金利息等
前年度繰越金	8,684,046	11,938,510	3,254,464	
合 計	16,020,896	19,086,360	3,065,464	

支出の部

科 目	前年度予算額	本年度予算額	差 異	摘 要
特別奨学費補助	500,000	800,000	300,000	必要と認められる生徒への貸与
教 育 活 動 費	6,800,000	4,000,000	△ 2,800,000	生徒活動費補助
クラブ活 動 費	5,000,000	8,000,000	3,000,000	野球場土・グラウンド整備、野球部全道応援入場料、サッカー 広告掲載料、サッカー部全道応援入場料
行 事 費	360,000	500,000	140,000	後援会研修視察旅行費
通 信 印 刷 費	300,000	500,000	200,000	水輪・委嘱状印刷、運営委員会等郵送料
活 動 費	700,000	700,000	0	会議費用、学園祭諸費用
後援会周年記念 事業費積立金	100,000	300,000	200,000	周年事業積立金
他会計操出金				
積立金会計への 繰 出 金				
特別会計への 繰 出 金	1,000,000	2,000,000	1,000,000	特別会計積立金
予 備 費	1,000,000	2,000,000	1,000,000	
雑 費	260,896	286,360	25,464	事務用品購入等
合 計	16,020,896	19,086,360	3,065,464	

平成30年度 後援会特別会計積立金予算書(案)

自. 平成30年4月1日

至. 平成31年3月31日

収入の部

(単位 円)

科 目	前年度予算額	本年度予算額	差 異	摘 要
繰 入 金	1,000,000	2,000,000	1,000,000	
利息・配当金	200	200	0	普通預金利息
前年度繰越金	3,000,412	3,000,412	0	
合 計	4,000,612	5,000,612	1,000,000	

支出の部

科 目	前年度予算額	本年度予算額	差 異	摘 要
雑 費	0	0	0	
合 計	0	0	0	

平成30年度 後援会周年事業積立金予算書(案)

自. 平成30年4月1日

至. 平成31年3月31日

収入の部

(単位 円)

科 目	前年度予算額	本年度予算額	差 異	摘 要
繰 入 金	100,000	300,000	200,000	
利息・配当金	200	100	△ 100	普通預金利息
前年度繰越金	800,149	900,218	100,069	
合 計	900,349	1,200,318	299,969	

支出の部

科 目	前年度予算額	本年度予算額	差 異	摘 要
雑 費	0	0	0	
合 計	0	0	0	

札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校 後援会会則

第1章 総則

第1条 札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校後援会と称する。

第2条 本会の事務所を札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校の建学の精神に立脚した教育方針に共鳴し、教育事業振興に寄与することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 必要と認められる生徒への奨学金支給
- 2 生徒の教育活動に必要な費用の助成
- 3 施設・施設充実に必要な費用の助成
- 4 教職員の研修に必要な費用の助成
- 5 生徒・職員の福利厚生に必要な費用の助成
- 6 その他、本会の目的達成に必要な事項

第3章 会員及び組織

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- 1 正会員 札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校の父母（保護者）。
 - (1) 入学時会費 20,000 円を納付し、生徒が在学中は正会員となる。
 - (2) 但し、卒業時に任意で 3,000 円を納入した場合、引き続き 3 年間会員となる。
 - (3) 卒業時に任意で 3,000 円を納入したものが、さらに、3 年毎に会費 3,000 円を納入して、資格更新できる。
- 2 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者。
 - (1) 入会時に会費 20,000 円以上を納入する。会員資格は 3 年とする。

第4章 会計

第6条 本会の会計は次のものをもって支弁する。

- 1 会費
- 2 寄付金
- 3 資産から生ずる果実
- 4 事業から生ずる収入

第7条 本会の会計及び資産は会長がこれを管理する。但し、その運用については、学校長と協議・調整する。

第8条 本会の予算は毎年会計年度に会計がこれを編成し、運営委員会・評議委員会の承認を経て、総会の承認を得なければならない。

第9条 本会の会計は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 役員

第10条 本会には次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名（P T A副会長1名、教職員副校長1名を含む）
- 3 書記 若干名（1名は、教職員）
- 4 会計 若干名（1名は、教職員）
- 5 監事 若干名
- 6 顧問及び参与を置くことができる

第11条 副会長、書記、監事及び会計は、運営委員会で推薦によって選出し、副会長の互選によって、会長を選出する。運営委員会では、選考委員を任命し代えることもできる。

第12条 評議員は正会員中、各学級から1名選出する。

第13条 運営委員は役員から選出する。

第14条 会長は会務を統轄し本会を代表する。会長事故ある時は副会長がその職を代行する。

第15条 監事は会計及び事業の状況を監査する。

第16条 本会の役員の任期は1年間とする。但し再選を妨げない。補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

第17条 役員の任期終了後も後任者が就任する迄は、その職を行うものとする。

第6章 会議

第18条 本会に次の会議を設ける。諸会議には、学校長・P T A会長が参加できるものとする。

- 1 運営委員会
- 2 評議員会
- 3 総会

第19条 会議は会長が招集し、議長となる。

第20条 運営委員会は次のことを審議する。

- 1 予算・決算に関する事項
- 2 総会・評議会により委嘱された事項
- 3 その他、緊急を要する事項

第21条 評議委員会は次のことを審議する。

- 1 予算・決算に関する事項
- 2 会則の変更及び本会の解散に関する事項
- 3 運営委員会からの諮問事項及び総会から委任された事項
- 4 運営委員会に委嘱する事項
- 5 その他、重要と認める事項

第22条 総会は次のことを審議する。

- 1 予算・決算に関する事項
- 2 会則の変更及び本会の解散に関する事項
- 3 評議員会・運営委員会に関する事項
- 4 その他、重要と認める事項

第 23 条 会議は出席者の過半数をもって決する。

第 24 条 総会は毎年 1 回、会計年度終了後 2 ヶ月以内にこれを開く。但し、会長が、必要と認めた場合、又は、会員の 1/3 以上より要求がある場合、臨時総会を開かねばならない。

第 25 条 会議は議事録を作成し、議長及び出席者 2 名が署名・捺印の上これを保存する。

第 7 章 会則の変更及び解散

第 26 条 この会則は、総会の承認を得なければ変更することができない。

第 27 条 本会の解散は、総会の承認を得なければならない。

第 28 条 本会の解散に伴う残余資金等は、総会の承認を得て、本会の目的に類似する札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校 P T A に寄付するものとする。

第 29 条 この会の必要事項は、運営委員会の承認を経て別に定める。

第 8 章 付則

この会則は平成 8 年 5 月 2 0 日から施行する。

この会則の第 1 章第 1 条の名称を札幌大谷中学校・札幌大谷高等学校後援会と変更し、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

この会則の第 5 章第 1 0 条を一部変更し平成 1 7 年 5 月 2 1 日から施行する。